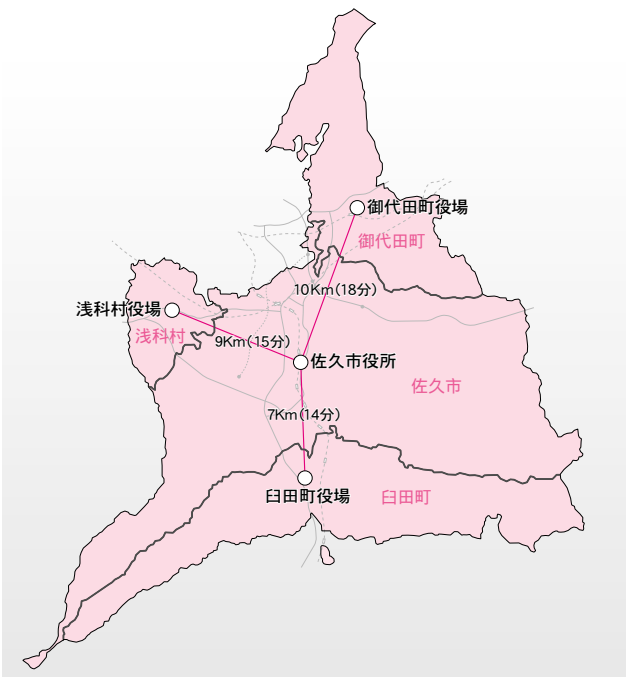


新市の事務所の位置は
佐久市(現在の佐久市役所の位置)
に決まりました



3月26日に第7回任意合併協議会が開催されました。

平成15年度事業計画・予算について承認を受けた後、前回の協議会で提案された、

- ・協議会で協議を行うもの68項目(事前に2項目取下げ)
- ・協議会に報告し承認を受けるもの292項目

合計360項目が原案どおり承認されました。

これにより、協議会で承認され

た調整案は1,480項目となり、事務事業全体の5割を超えました。

なお、今回、基本的な協議事項として、新市の「事務所の位置」について調整案がまとまりました。

そして、次回協議会に向けて、協議会で協議を行うもの91項目

- ・協議会に報告し承認を受けるもの123項目

合計214項目のすり合わせ調整案が提案されました。

協議会で承認されたすり合わせ調整案は5割を超えました

第7回協議会で、住民の皆さんに関係の深い事項として68項目の調整案が承認されました。その内容を要約してお知らせします。

調整案の詳細につきましては事務局で閲覧できます。

調整が整った項目をお知らせします

その4

1	事務所の位置	<p>新市の事務所の位置は、佐久市大字中込3056番地とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事務所の位置については、住民の利便性の観点から、現在の佐久市役所の位置とする。 2. 合併に伴う新庁舎建設は行わず、現庁舎の増改築により対応する。 3. 現在の 臼田町役場・浅科村役場・御代田町役場については、必要な機能を有した地方自治法第155条による支所とする。なお、その内容については協議予定事項15.「組織及び機構の取扱い」において調整する。 4. 佐久市における現在の浅間支所・野沢支所・中込支所東支所については、組織及び機構等の見直しを行い、地方自治法第155条による出張所とする。なお、その内容については協議予定事項15.「組織及び機構の取扱い」において調整する。 <p><支所とは> 特定区域を限り主として市の事務の全般にわたって事務を掌る事務所のこと <出張所とは> 住民の便宜のため市役所まで出向がなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するもの</p>
---	--------	--